

総務課長
法制課長 殿
文書課長

オンライン専用

一般社団法人 日本経営協会
理事長 引野 隆志

NOMA行政管理講座開催(ご案内)

超・実践！ 行政法

～事例・判例で実践感覚を行う～

<令和7年10月20日(月)・21日(火)>

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

本会事業活動には、平素より格別のご支援・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

自治体実務に携わる公務員に必要な行政法に関する基礎知識を取り扱います。自治体実務と行政法理論との結びつきについて具体的に意識できるようになることを目標とします。

また、基礎知識から実務への橋渡しをできるよう、事例・判例の検討（参加できる方はオンラインでのグループワーク）を通して基礎知識の理解を深め易くします。

時節柄公務ご多忙の折とは存じますが、この機会に関係各位多数のご参加をおすすめ申し上げます。

敬 具

記

日 時：令和7年10月20日(月) 13:00～17:00
10月21日(火) 10:00～16:00
(12:30から受付)

講 師：東京中央総合法律事務所
弁護士 山岸 文朗氏
やまざし たけお

実施方法：Zoom ミーティングによるオンライン配信

参 加 料：会員(1名) 36,300 円(税込)
(負担金) 一般(1名) 39,600 円(税込)

申込方法：本会ホームページから講座名を検索していただき、お申込みください。

- ※令和6年度より、FAXでのお申込みは廃止いたしました。
- ・講座開催日の約1か月前より順次、参加券および請求書をご連絡担当者宛にお送りいたします。
- ・開催3営業日前までに参加券が届かない場合は、お手数ですがご連絡ください。
- ・お申込みは5営業日前までお願いいたします。
- ・定員になり次第締め切らせていただきます。受付状況は、本会ホームページからご確認いただけます。

キャンセル：お申込み後、キャンセルされる場合は必ず事前にご連絡下さい。

会場参加の場合、開催日の3営業日前～前日のキャンセルは参加料の30%、開催当日のキャンセル・ご欠席は100%をキャンセル料として申し受けます。オンライン参加の場合は、開催日の5営業日前～当日のキャンセルは100%をキャンセル料として申し受けます。

そ の 他：参加者が少数の場合、天災、その他の不可抗力の場合などにおいては、中止・延期させていただく場合があります。

○オンライン参加での留意事項

- ・オンライン参加の場合、セミナー実施3営業日前を目途に、ZOOM ID等をメールにてお知らせいたします。
- ・お申込みをいただいた参加者のみご受講をお願いします。お申込みをいただいていない方の配信閲覧は堅くお断りいたします。

お申込み
お問合せ先



一般社団法人 日本経営協会

(お問合せは平日の月曜日～金曜日の9:15～17:15にお願いいたします)

【ご参加に当たってのお願い】

- ◆ZOOMに接続可能なパソコンまたはタブレット端末をご用意ください。
- ◆ZOOM参加時には、お名前表示を「自治体名」と「お名前(名字)」の両方が分かるように変更をお願いします。

本部事務局 企画研修グループ

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-31-11

TEL(03)6632-7139

E-mail: tks@noma.or.jp URL <http://www.noma.or.jp>

▶プログラム◀

はじめに

第1 導入

- 1 自治体職員が行政法を学ぶ意義
- 2 行政法とは
- 3 法律による行政の原理
- 4 法的な思考方法

第2 行政法の一般原則

- 1 信義則
- 2 比例原則
- 3 平等原則

第3 行政行為・行政処分

- 1 行政行為等の意義
- 2 行政行為等を学ぶ理由
- 3 行政行為等を行う際の検討手順
- 4 行政行為等の種類

第4 行政裁量

- 1 行政裁量とは
- 2 行政裁量の種類
- 3 行政裁量の限界

第5 行政行為の取消しと撤回

第6 行政指導

- 1 行政指導
- 2 行政指導の根拠法令
- 3 行政指導の限界
- 4 行政指導に関する法令の規律

第7 行政手続法・条例

- 1 申請に対する処分
- 2 不利益処分
- 3 届出

第8 国家賠償法1条1項

第9 国家賠償法2条1項

○講義内で、事例検討(グループワーク)を予定しております。

(参加可能な方は、マイク・カメラ機能のあるパソコンまたはタブレット端末をご用意の上、ワーク時は、ビデオON、発言時にはマイクON(ミュート解除)でご参加ください。)

講師紹介

東京中央総合法律事務所 弁護士

やまぎし たけお
山岸 丈朗 氏

平成15年4月に柏市役所へ入庁し、総務部行政課(自治体法務(地方自治法、行政法(行政手続法含む)等)、訴訟、契約書審査、条例規則審査)、土木部道路管理課(道路管理瑕疵への国家賠償法の対応、道路法に基づく管理)を歴任。在職中に、司法試験予備試験及び司法試験に合格し、司法修習を経て、同市へ復職。

平成29年12月から千葉県弁護士会へ弁護士登録を行い、令和2年4月からは同市の法務監として、庁内の職員からの法律相談、契約審査、訴訟(国家賠償事件、行政事件、民事事件)、政策法務等を担当するほか、庁内職員への法務研修を担当。令和5年3月末で同市役所を退職。

令和5年4月から東京中央総合法律事務所へ入所、現在に至る。

※当日は最新の情報を反映する等、予告なく一部内容を変更する場合がございます。予めご了承ください。

※令和6年度より、FAXでのお申込は廃止いたしました。

下記URLよりお申込みください。

<https://www.noma.or.jp/seminar/tabid/138/Default.aspx>

NOMA 講座

検索

NOMA
NIPPON OMNI-MANAGEMENT ASSOCIATION